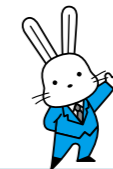


市民の皆さんから納めていただく税金は、まちづくりのための貴重な財源です。忘れずに申告をお願いします。

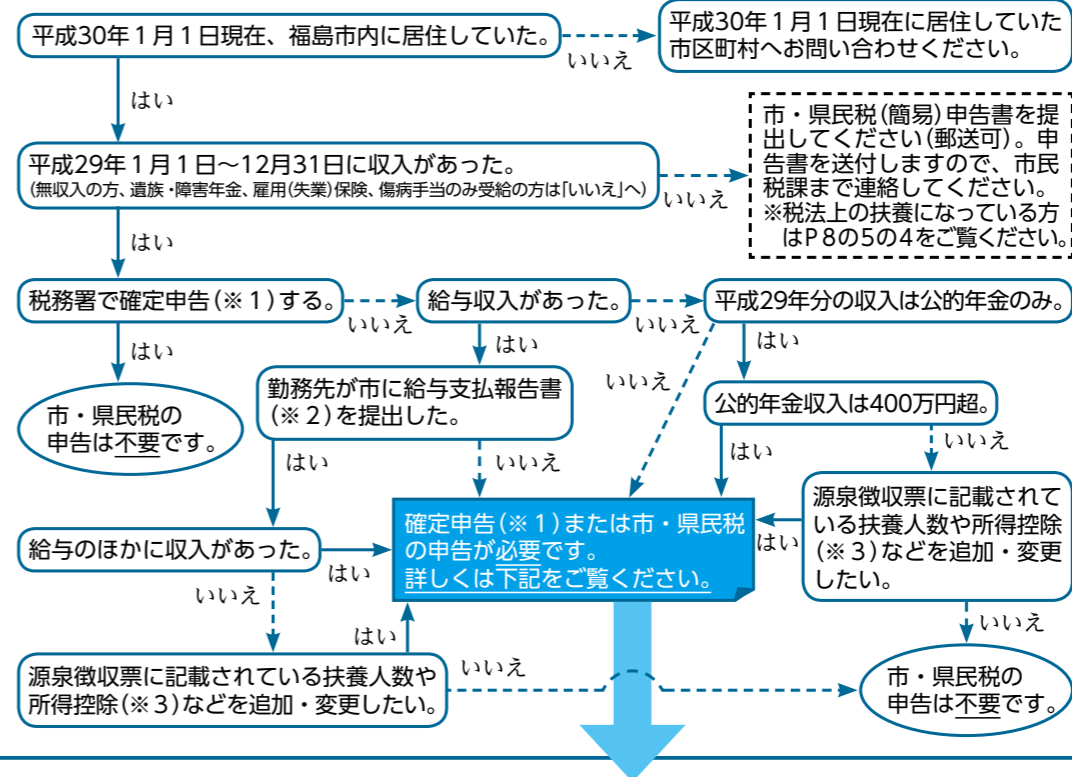
問/市民税課
☎525-3792
☎525-3712



確認表で申告が必要かチェック!

1. 個人市・県民税の申告が必要な方

個人市・県民税、申告確認表



「確定申告または市・県民税の申告が必要です」に該当した方

■給与収入があった方

- 源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける、または納付する方。→右のAへ
- 給与以外の所得(営業、農業、不動産、一時、雑所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある方。→右のBへ
- 上記のどちらにも該当しない方。→右のCへ

A

確定申告が必要です。市の会場(P7参照)でも確定申告ができます。 ※雑損控除や住宅借入金等特別控除がある方は、税務署の会場(P8参照)です。

■公的年金収入があった方

- 年金収入が400万円以下で、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける方。→右のAへ
- 年金収入が400万円超。または、公的年金以外の所得(営業、農業、不動産、一時、給与所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある方。→右のBへ
- 上記のどちらにも該当しない方。→右のCへ

B

確定申告が必要です。申告会場は、税務署の会場(P8参照)です。

■給与・年金収入者以外の方(営業、農業、不動産など)

- 確定申告をすることで、所得税の還付を受ける、または納付すべき所得税がある方。→右のBへ
- 上記に該当しない方。→右のCへ

C

市・県民税の申告が必要です。申告会場は、市の会場(P7参照)です。 例：所得税の還付・納付には該当しないが、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更したい方

注意：上場株式などに係る譲渡損失と配当所得との損益通算および繰越控除の特例などの適用を受けようとする方は、確定申告が必要な場合があります。

用語解説

- ※1 確定申告…1年間(1月1日～12月31日)に生じた全ての所得金額に対して所得税を計算し、源泉徴収された税額、納税した税金などの過不足を精算する税務署の手続き。
- ※2 給与支払報告書…給与支払者(会社など)が、前年中に従業員に給与を支払った場合に、従業員の1月1日現在居住の市町村に提出しなければならない書類。提出された給与支払報告書は市・県民税課税の根拠となる。
- ※3 所得控除…申告者が社会保険料や生命保険料、地震保険料、医療費などを前年中に支払った場合や扶養親族などの状況に応じて、所得から差し引くことができる控除額。

2. 申告に必要なもの

申告には平成29年1～12月の収入・控除・経費が分かるものをお持ちください。

全ての方	はんこ、市・県民税申告案内書(送付されている方のみ)、通帳など口座番号が分かるもの マイナンバーカードまたは通知カード ※通知カードの場合は、身元確認書類が必要です。詳しくはP9参照。
営業・農業・不動産収入があった方	収支が分かる仕入れ・売上げなどの帳簿類(※)、必要経費の領収書などを科目ごとに集計してお持ちください。集計をされていない方は会場で分類・集計をお願いします。 ※平成26年1月から記帳・帳簿などの保存が義務化されています。
給与・年金収入があった方 雑所得のあった方	給与・年金の源泉徴収票。給与収入があった方で源泉徴収票が無い方は、平成29年中の収入が分かるもの 収入額を証明するもの(支払調書など)と必要経費の書類
医療費等を支払った方	医療費控除の明細書と保険者などが発行する医療費のお知らせ(P9参照) やむを得ず領収書となる場合は、あらかじめ集計した上で申告会場にお越しください。 ※寝たきり状態の方のおむつ費用も、おむつ使用証明書と領収書があれば医療費控除の対象になります。 ※インフルエンザなどの予防接種や健康診断の費用は、医療費控除の対象外です。 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける方は、P9をご覧ください。
社会保険料を支払った方	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書、国民年金保険料の控除証明書、任意継続健康保険料の納付証明書など ※納付書や口座振替で納めている社会保険料は、申告しないと社会保険料控除を受けられません。
生命保険・地震保険料を支払った方	保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書
寄附金控除の対象となる寄附をした方	寄附した団体から交付を受けた寄附金の領収書など ※申告が必要な方のうち、ふるさと納税のワンストップ特例申請をされている方も必ずお持ちください。
ご自身や扶養親族に障がいがある方	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
扶養控除(16歳未満の扶養親族を含む)、配偶者控除、配偶者特別控除、専従者控除を申告する方	扶養親族、配偶者、専従者のマイナンバーカード、または通知カード ※扶養の方が国外居住の場合は、「親族関係書類と送金関係書類」の確認が必要です。詳しくはP9をご覧ください。 (書類が外国語で作成されている場合は翻訳文も併せて必要になります)。
親族などが申告する場合	詳しくはP9をご覧ください。

3. 申告方法

会場

申告書は全会場で職員がパソコンで作成しますので、事前に申告書に記載する必要はありません。上記「2. 申告に必要なもの」をご準備の上、申告会場にお越しください。

その他

郵送での申告を希望する方には、申告書などを送付します。市民税課まで連絡してください。申告書は市民税課・各支所・出張所に備え付けているほか、市ホームページでも取得できます。

4. 個人市・県民税申告相談受付会場と日程

2月6日(火)～3月15日(木)午前9時30分～午後3時30分(土湯・茂庭会場は午前10時～午後3時)
当日都合が合わない場合は対象地区以外の会場でも、事前の連絡無しで申告できます。

期日	受付会場	対象地区
6日(火)	松川支所	松川町
7日(水)	松川支所	松川町・松川町美郷
8日(木)	松川支所	下川崎・水原・沼袋
	もちぎり学習センター	岡部
9日(金)	松川支所	関谷・浅川・金沢・光が丘・金谷川
	もちぎり学習センター	山口・岡島・鎌田・本内・大波
13日(火)	飯野支所	大久保・明治
14日(水)	飯野支所	青木
	信夫学習センター	下鳥渡・上鳥渡・永井川
15日(木)	飯野支所	飯野町
	信夫学習センター	大森
16日(金)	信夫学習センター	山田・小田・平石・成川
19日(月)	蓬萊学習センター分館	清水町・田沢・蓬萊町5～8丁目
	蓬萊学習センター分館	蓬萊町1～4丁目
20日(火)	渡利支所	小倉寺・南向台・渡利
21日(水)	北信支所	鎌田・瀬上町・沖高
	渡利支所	渡利
22日(木)	北信支所	本内・丸子
	立子山支所	立子山
23日(金)	北信支所	宮代・下飯坂・北矢野目・南矢野目
	土湯温泉町支所	土湯温泉町
26日(月)	西学習センター	佐倉下・上名倉・佐原
	大波多目的集会所	大波
27日(火)	西学習センター	荒井・荒井北・さくら
	吾妻学習センター	笹木野
28日(水)	清水支所	森合
	吾妻学習センター	上野寺・下野寺・八島田・野田中央地区

期日	受付会場	対象地区
1日(木)	清水支所	南沢又
	吾妻学習センター	町庭坂・二子塚
2日(金)	清水支所	泉・北沢又
	吾妻学習センター	在庭坂・土船・庄野・桜本
5日(月)	飯坂支所	飯坂町・東湯野
6日(火)	飯坂支所	平野
	杉妻支所	郷野目・伏拝
7日(水)	飯坂支所	中野・湯野
	杉妻支所	太平寺・鳥谷野・黒岩
8日(木)	信陵支所	笹谷・大笹生
9日(金)	信陵支所	笹谷
	茂庭多目的集会所	茂庭
12日(月)	吉井田支所	方木田・吉倉・八木田・仁井田
13日(火)		旧市内
14日(水)		旧市内
15日(木)	保健福祉センター	野田中央地区・野田町・御山

※期間中、市民税課職員は各会場へ出向しているため、市役所市民税課内での申告相談・受け付けは行っていません。

※平成29年中の収入が給与または公的年金のみの方は、上記会場でも確定申告(還付申告)できます。